

教 育 長
各 課 長
議 会 事 務 局 長
東 部 出 張 所 長

} 様

美里町長 上 田 泰 弘

令和4年度予算編成方針について

令和4年度予算編成方針について、美里町財務規則第6条の規定に基づき以下のとおり通知する。

1 社会経済情勢、国・県の財政運営の現状と課題

国の経済情勢は、内閣府が公表した9月の月例経済報告における国内経済の基調判断について、「景気は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。」と報告され、「内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とした。

令和4年度の国の予算編成（概算要求方針）にあたっては、各省庁の要求額は「年金・医療等に係る経費」、「義務的経費」、「東日本大震災からの復興対策に係る経費」を除き、「その他の経費」については、既定の歳出を見直し、前年度当初予算における「その他の経費」に相当する額に100分の90を乗じた額（「要望基礎額」）の範囲内で要求することとされた。

一方、地方財政については、「新経済・財政再生計画」等を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされ、臨時財政対策債の発行が抑制されるものとされた。

熊本県においては、

「(1)「新しいくまもと創造に向けた基本方針」の下、熊本地震及び豪雨災害からの創造的復興、感染症への対応を最優先とする。

(2)(1)以外の事業については、いわゆるBCPを改めて徹底する観点から、必要性や緊急性を精査する。

(3)令和4年度の大まかな収支見通しにおける財源不足の解消や、中期試算で明らかとなった将来の県債償還の増加を見据え、一般行政経費や投資的経費にシーリングを設定のうえ、歳入歳出の見直しを徹底し、将来負担を考慮した予算を編成する。」としている。

2 町の財政状況及び直面する課題

本町の財政状況は、平成 28 年熊本地震直後から財政調整基金の取崩しを余儀なくされ、繰越明許費、事故繰越しによる多額の予算執行状況が続くとともに、感染症対応や防災減災対策（庁舎非常用発電設備、備蓄倉庫整備、消防車両購入等）の他、公共施設の維持補修等に対して多額の財政支出がなされた。

財政指標では、経常収支比率（〔R1〕 94.4%→〔R2〕 94.5%）、実質公債費比率（〔R1〕 5.9%→〔R2〕 6.4%）はともに上昇し、地方債残高（〔R1〕 81 億 8,079 万円→〔R2〕 81 億 6,872 万円）については減少に転じたが、財政状況は硬直化した局面にある。

また、宇城広域連合が整備する大型施設（浄化センター、ごみ処理施設、消防本部庁舎）の総事業費は 160 億円程度となり、令和 22 年度までに本町が負担すべき建設費・公債費負担金は、一般財源ベースで 13 億円が見込まれるため、将来負担を十分認識し、事業の選択と集中は不可欠な状況にある。

このような状況を踏まえ、歳入では創意工夫ある新たな歳入確保策を講じつつ、歳出ではこれまでにない将来負担の意識を全職員が共有し、歳出要求超過額の抑制に向け、経常的に一般財源を所要とする経費の縮減と運用の合理化が一層要求される。

所要経費の経常化の回避と安易な公費負担によらない個々の取組みや費用対効果の見極めと実践が求められる。

こうした対応は、組織全体が実行していくことで、財政の健全性を保ちつつ、教育・福祉・子育てなど町民生活を支える基礎的な行政サービスの確保と美里町第 2 次振興計画の将来像「小さくてもキラリと光る私たちのまち ーやさしさと対話のまちづくりー」の実現に向けたまちづくりにつなげていく。

3 本年度重点的に取り組む分野（重点分野）

令和4年度予算は、「第2次振興計画（後期基本計画）」に沿い、基本構想に掲げる施策を基本とし、「美里町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、第2期総合戦略という。）における施策の推進に向け、町民と行政の協働といった視点のもと、「小さくてもきらりと光る町づくり」の実現に向け、次の分野について重点的に取り組む。

【1】ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた地方創生の取組の推進

感染症の感染拡大を契機として、「新たな日常」への適応が求められるなど、社会の仕組みそのものが大きく変わる転換期にある。

本町においても、感染症の感染拡大により大きく影響を受けた地域経済の回復のほか、町外に流出した若者のUターンや移住・定住への支援、新しい観光スタイルの構築等、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた地方創生のまちづくりを推進する。

【2】災害に強いまちづくりの推進

熊本地震及び豪雨災害の経験や教訓を踏まえ、近年の激甚化する自然災害から、町民の安全・安心の確保を一層図る必要があり、自然災害へ備える「防災対策」と被害の最小限化を図る「減災対策」を積極的に推進する。

その際に、既存事業を含め、より効果的効率的な手法の追求、創意工夫により、町民の「暮らし・生命・財産」を守る施策について、県交付金、復興基金を有効活用し、町民一人ひとりが安心して暮らせる災害に強いまちづくりのための「防災減災対策」を推進する。

【3】上水道の整備

基本構想第2章の施策の大綱における、**5**「住みよく快適なまちづくり」の（10）上水道の整備については、水道ビジョン（令和2年度改訂）及び経営戦略（平成29年3月策定）に沿い、地方公営企業法の全適用に向けた円滑な移行事務と並行して、水道未普及地域の将来にわたる安全な水道水の安全供給に向けた取組みを推進する。

水道未普及地域の解消は、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することから、「住みよく快適なまちづくり」の重要施策として推進する。

【4】学びの機会が充実したまちづくりの推進

「美里町公営塾」が令和2年度より始まり、学びの機会が増え、関係者の期待とともに一定の評価が得られている。

なお、事業の効果が即時に現れるものではないが、内容の検証等を引き続き行い、町の未来を担う子どもたちや子育て世帯への支援を積極的に行い、「美里町公営塾」に止まらず、学びの機会が充実していく施策を実施していくことで、若年層や子育て世帯の移住・定住にもつなげていく。

また、学びたい思いは町民の全世代に共通するものとして、学びの機会が充実した環境整備を推進する。

【5】職員の資質・能力向上

職員の世代交代が進行状態にあるなか、次世代を担う人材や実務に精通した人材を育成し、職務のノウハウを確実に継承することが急務となっている。

また、社会情勢等の急激な変化に対応し、将来にわたって行政サービスを継続していくためには、職員の資質・能力の向上が不可欠であることから、

- ① 期待役割を担うことができる能力を習得するための基本研修等への参加
- ② 高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応できる知識と能力を身に付けることを目的とした能力開発研修や外部教育機関等での研修
- ③ 自主性・自発性に基づく自己研鑽への支援等

上記のほかに、職員の資質・能力向上に効果のある取組みを推進する。

【6】組織（各課）の連携・協力による重点分野の取組み

重点分野【1】～【5】を効果的効率的に推進するためには、急激な社会変化の情勢下では、担当課だけでなく、組織（各課）の連携・協力体制が重要となる。

このため、感染症対応をはじめ、連携・協力体制のもとに重点分野への積極的な取組みを推進する。

令和4年度予算は、以上の基本的考え方の下に編成することとしたので、課長等におかれては、別紙「予算編成要領」によりその所管する事務に係る予算見積書等を作成し、令和3年12月17日（金）までに提出すること。